

移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた を目指して



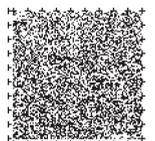
大田区移動等円滑化推進方針

# おおた街なか “すいすい”ビジョン

平成23年8月



この冊子は音声コード付きです。右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。この冊子には、音声録音したテープ版、CD版（DAISY録音図書）があり、音声で聞くことができます。





## 「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」 の策定にあたって

大田区では、平成23年3月に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定し、区の基本計画である「おおた未来プラン10年」の基本目標として定めた「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」の実現に取り組んでまいりました。

このたび、その基本方針内のアクションプランの1つとして「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定いたしました。

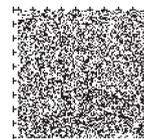
本推進方針では、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」を活用し、蒲田駅や大森駅周辺など多くの人が集まる地区において、重点的かつ計画的に移動等円滑化の事業を実施する「重点整備地区」を定め、また大田区独自の取り組みとなる「点検整備地区」も定めています。そして、これらの事業を推進することにより、区全域が移動しやすいみちと使いやすい施設でみたされることを目指すものです。

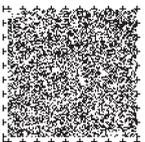
事業の推進にあたっては、区民一人ひとりの力や「地域力」を活かし、区民、事業者並びに行政が一体となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本推進方針の策定にあたってご尽力いただいた策定協議会の皆様並びにアンケート及びパブリックコメント（区民意見公募手続）等を通じ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの区民及び団体の皆様方に心より御礼申し上げます。

平成23年8月

大田区長 松原 忠義

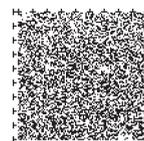




## 目次

---

1	策定の背景と目的	1
1-1	背景	1
1-2	目的と位置づけ	1
2	移動等円滑化の状況と課題	3
2-1	福祉のまちづくりの取り組み	3
2-2	バリアフリーに関する区民意見	6
3	移動等円滑化の推進の考え方	10
3-1	移動等円滑化事業を着実に進めるために	10
3-2	よりよい事業を実施するために	12
3-3	一人ひとりが、移動等円滑化の環境づくりを支えるために	13
4	重点整備地区*における移動等円滑化の推進	14
4-1	地区の設定	14
4-2	検討組織	18
4-3	重点整備地区*における移動等円滑化の推進	19
5	点検整備地区における推進	26
5-1	地区の設定	26
5-2	検討組織	26
5-3	点検整備地区における推進	27
<b>参考資料</b>		
参考1	バリアフリー新法*とは	32
参考2	アンケート・ヒアリング結果	37
参考3	地区の評価結果詳細	57
参考4	用語集	72



## 本方針の構成

### 1 策定の背景と目的

これまでの経緯や関連法の施行、本方針の位置づけや策定の目的を示しています。

### 2 移動等円滑化の状況と課題

これまでの福祉のまちづくりの取り組みやバリアフリーに関する区民意見に基づく、移動等円滑化の現状と課題を示しています。

### 3 移動等円滑化の推進の考え方

上記の課題の解決に向け、どのような考えのもとで、移動等円滑化に取り組んでいくかを示しています。

### 4 重点整備地区\*における移動等円滑化の推進

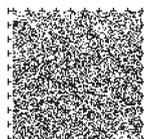
地区を指定して、移動等円滑化を推進していくためのしくみや方法を、具体的に示しています。

### 5 点検整備地区における推進

4は法に基づく重点整備地区\*について、5は大田区独自の点検整備地区について、示しています。

### ○「障害」の表記について

法令等に基づくもの、固有名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。



# 1 策定の背景と目的

## 1-1 背景

**「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」で、多くの人が集まる拠点のユニバーサルデザイン\*の推進が位置づけられました**

区では、「おおた未来プラン10年」に掲げる「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」を達成していくため、平成23年3月に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。

この基本方針ではユニバーサルデザイン\*のまちづくりの現状と課題を整理し、解決を目指した取り組みの方針を定めています。

そして、方針に定めるアクションプラン3-1「地域力を活かしたユニバーサルデザイン\*推進体制づくり」で、施策として「多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザイン\*の推進」を位置づけています。

**バリアフリー新法\*を活用して、一定の地域で、重点的に移動等円滑化を実施できます**

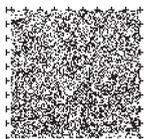
平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法\*」という。）が施行されました。

この法律に基づき、高齢者や障がい者等が、公共交通機関や道路、建築物、都市公園、路外駐車場\*及び信号機等といった生活空間の利用や移動が円滑にできるよう、一定の地域において区市町村が重点的に整備する地区（以下「重点整備地区\*」という。）を定め、移動等円滑化基本構想を策定することで、重点的かつ一体的に事業を推進することが可能となります。

## 1-2 目的と位置づけ

**多くの人が集まる拠点となる地域における移動等円滑化を、計画的に推進するためのしくみと具体的な事業推進の方法を定めることを目的としています**

バリアフリー新法\*では、「移動等円滑化」を、「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」と定義しています。

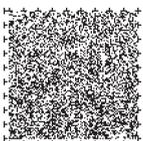
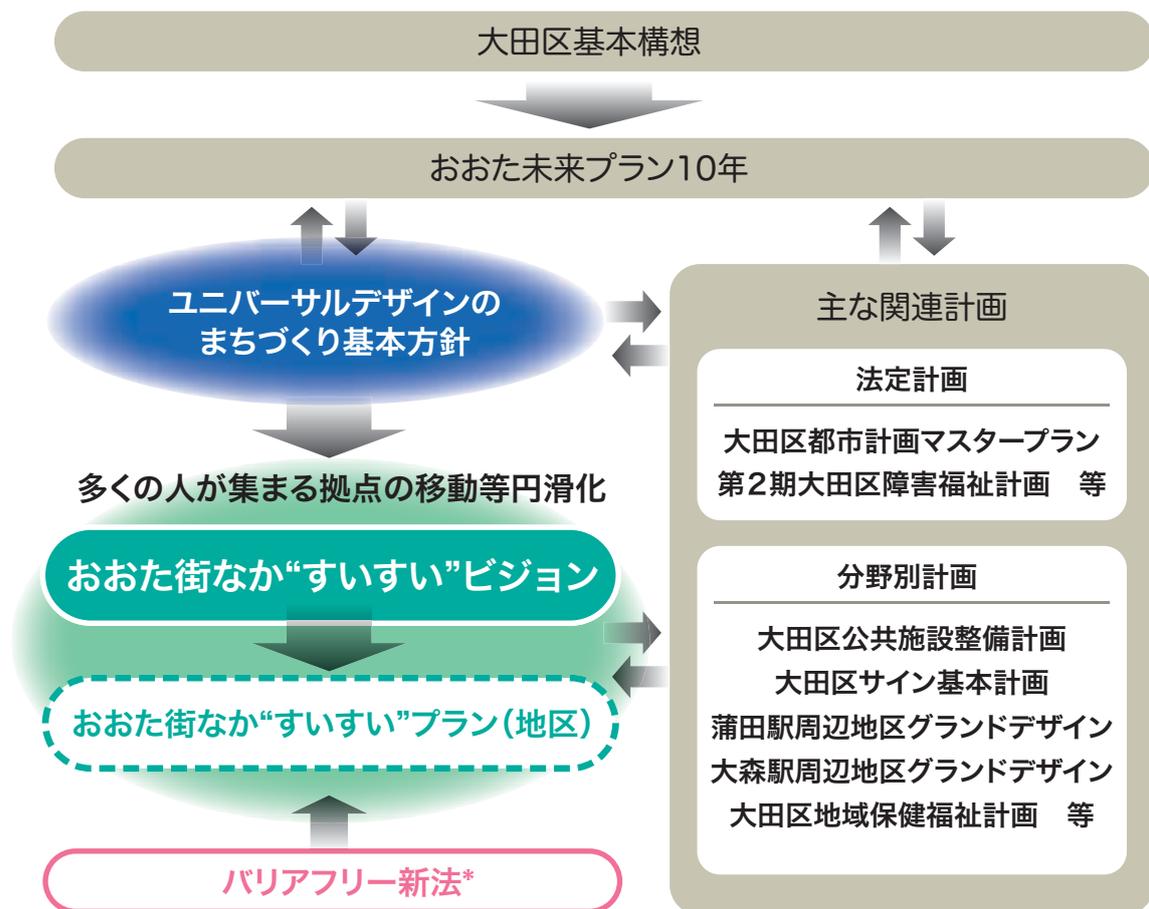


この「移動等円滑化」を、「おおた未来プラン10年」で中心拠点として位置づけた蒲田駅及び大森駅周辺など多くの人が集まる拠点となる地域において推進することで、誰もが安心して移動や利用ができるまちづくりを実現し、区民の福祉の向上と、まちの魅力向上による活性化を進めることができます。

そこで、バリアフリー新法\*を活用しつつ、多くの人が集まる拠点となる地域において、この「移動等円滑化」を重点的かつ計画的に推進することとし、そのためのしくみと具体的な事業推進の方法を示す「おおた街なか“すいすい”ビジョン」（以下「“すいすい”ビジョン」という。）を定めます。

また、定められた方針に沿って、「おおた街なか“すいすい”プラン」（以下「“すいすい”プラン」という。）を策定し、具体的に取り組みを推進します。

図 “すいすい”ビジョン及び“すいすい”プランの位置づけ



# 2 移動等円滑化の状況と課題

## 2-1 福祉のまちづくりの取り組み

### (1) 取り組み実績

#### ① 福祉のまちづくり事業

整備指針や整備要綱を定め、福祉のまちづくりを推進するとともに、区民との協働による整備を推進しています

大田区では、昭和57年に「大田区国際障害者年行動計画」の中で「大田区公共施設整備指針」を定め、区立施設や道路、公園などを安全に利用できるよう整備改善に努めました。

その後、平成2年には大田区福祉のまちづくり整備要綱を策定し、公共施設ばかりでなく民間施設に対してもスロープ、出入口及びトイレ等の整備について定め、区民にとって安全で快適に利用できる施設整備を進め、福祉のまちづくりに取り組んできました。

そして、平成13年からは障がい者を含めた区民との協働体制を整備し、大田区全域について駅周辺や公共施設を中心に区民参加による合同点検を実施し、バリアフリー整備を進めています。



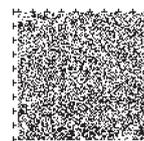
#### ② 「おおたユニバーサルデザインガイド」の作成

区民との協働のもと、ユニバーサルデザイン\*の視点でまちのガイド冊子を発行しました

平成16年3月に発行された「おおたバリアフリーガイド」を改訂し、「まちに出よう おでかけアシストブック」を発行しました。

改訂にあたっては、高齢者、障がい者、育児中の方及び外国人関係者などにより、調査・編集委員会を構成し、検討を重ねました。

また、インターネット版として「おでかけまっぷ」(URL: <http://map.cityjam.info/ota/index.phtml>)を作成し、バリアフリー施設やだれでもトイレ\*等に関して情報の更新を行っています。



## (2)これまでの課題

区民と協働してまちを点検（以下「合同点検」という。）しながらバリアフリーを推進する取り組みは、開始から10年が経過し、利用者の声を反映した整備を推進するなど大きな成果を挙げてきました。

しかし、本方針の策定にあたり、この活動の参加者にヒアリングを行ったところ、これまでの活動に対して以下のような懸案や課題があることがわかりました。



区民参加者との合同点検の様子



点検結果について意見交換する様子

**区の施設や鉄道駅が点検の中心となっており、地域を一体としてみた点検ができていない**

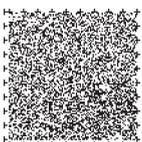
これまでの合同点検は、区道や公園といった区の施設や鉄道駅の調査を中心に行っており、国や都の管理する道路や民間の建築物などの点検・改善が十分に行われていませんでした。

誰もが自由にまちを移動し、施設を利用するには、よく利用する施設間の移動がしやすいか、駅から連続的な案内があるかなど、地域を一体として考えた上で課題を抽出する必要があります。

**点検、整備する場所について、優先順位を決めておらず、計画的な取り組みとなっていない**

経年劣化による機能更新・整備を予定している箇所などを中心に随時点検を実施してきているため、地域にとって必ずしも優先すべき箇所の整備に結びついていません。

効果的に移動等円滑化を進めるためには、多くの人が利用する場所、問題が多い場所などを抽出し、優先順位を決めて取り組む必要があります。



### 点検後に残された懸案への取り組みが十分ではない

抽出された課題について、短期的に改善できるものについては、参加した区民に事業予定が示され、実行されてきました。一方で、すぐには改善できず中長期的に取り組むこととした施策について、改善計画を作成し事業を進行管理するなどの取り組みが満足に行われていないため、実行性の確保が課題となっています。

### 設計・施工段階における利用者からの提案や整備後の評価の機会が少ない

指摘された問題点や要望にあわせて改善する際に、設計・施工段階で施設の利用者の意見を聞く機会を設けていることは少ない状況です。一方、新設の施設などにおいて、利用者参加による検討が行われたものは完成後の評価も高いことから、設計・施工段階においても、高齢者や障がい者等をはじめとした区民の参加を積極的に推進することが望まれます。



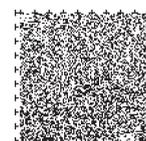
映し出されている図面



図面をチェックする様子

### 利用者や事業者のモラルやマナーが不十分

施設整備を行っても、放置自転車や店舗に陳列された商品、看板が歩道へはみ出しているなど、利用者や事業者のモラルやマナーが不十分なことから、歩道のスムーズな移動が妨げられている例が多く見られます。ハード\*面の整備とあわせて、区民や事業者に協力を求める「心のバリアフリー\*」の促進が求められています。



## 2-2 バリアフリーに関する区民意見

### (1) アンケート調査による現状・課題の把握

本方針の策定にあたり、バリアフリー新法\*に定める対象者である、高齢者や障がい者等（「等」には妊産婦やけが人などが含まれる）を中心としてアンケート調査を行いました。（実施時期：平成22年10月上旬～11月中旬）

表 アンケート配布・回収状況

属性	配布数	回収数
区民全般（無作為抽出）	3,000	810
高齢者団体	100	53
障がい者団体（身体・心）	250	149
妊産婦など育児中の方	540	185
合計	3,890	1,197

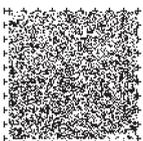
表 調査内容

項目	主な質問内容
①よく利用する駅（駅周辺含む）	よく利用する駅及び駅や周辺の道路・建物・信号機等のバリアフリー評価等
②バスの利用状況	バスの利用頻度・目的及びバリアフリー評価等
③心のバリアフリー*	心のバリアフリー*の認知度・重要度
④今後の取り組み	バリアフリーで重要な取り組み
⑤その他	意見、要望

### (2) ヒアリング調査による現状・課題の把握

(1) で実施したアンケート調査結果を補足し、さらに具体的な課題を把握するため、区内の高齢者及び各障がい者団体を対象に、ヒアリングを実施しました。（実施時期：平成22年10月中旬～11月中旬）

ヒアリング調査では、高齢者、肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者の支援者（家族）及び精神障がい者の支援者（家族）合計30人の方にご参加いただきました。



### (3) アンケート・ヒアリング調査によるバリアフリーの課題（まとめ）

アンケート・ヒアリング調査での区民満足度の結果や、自由意見で多くの指摘があった事項などから、大田区の現在のバリアフリーの状況に関する課題を以下に示します。

#### 道路・建物・信号機などまちなかのバリアフリー化がまだ十分とは言えない

アンケートによる満足度の調査では、駅やバスについては概ね高い評価を得ていますが、道路・建物・信号機等には不満を感じている人が多いことがわかりました。

#### 蒲田・大森・西馬込・馬込など、問題箇所の指摘が集中している地域がある

個別の問題箇所の指摘は、特に利用者が多い駅（蒲田・大森など）と、駅のバリアフリー化や歩道整備が遅れている地域（西馬込・馬込など）で多く見られました。

#### 歩道の幅員が十分でないこと、だれでもトイレの普及、案内の充実など、多くの地域で共通の指摘がある

#### ●鉄道駅

エレベーター・エスカレーター・幅広改札口・ホームドア\*・だれでもトイレ\*の設置、利用者のマナーに関すること（エスカレーターを歩くなど）など



ホームドア\*



だれでもトイレ\*

#### ●バス

ノンステップバス\*の更なる普及、バス停への上屋やベンチの設置、バスロケーションシステム\*の充実、乗務員教育の推進 など



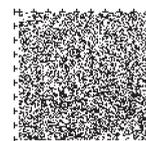
ノンステップバス\*  
（たまちゃんバス）



スロープ板



バス運行に関する電光掲示  
（バスロケーションシステム\*）



### ●道路

歩道の狭さ、舗装のがたつき、違法駐輪、沿道商店の看板や商品のはみ出し、自転車の通行、視覚障害者誘導用ブロック\*と歩きやすさの兼ね合い など



通行の妨げになる路上駐輪

### ●建物

扉の重さ、通路の狭さ、エレベーター・エスカレーター・だれでもトイレ\*・子育て支援設備の設置、案内や人によるサポートの充実 など



子育て支援施設（授乳用給湯器）

### ●信号機等

バリアフリー対応信号機（音響式・残り時間表示式など）の充実、LED\*化、エスコートゾーン\*の普及・周知、自転車通行位置の指導 など



残り時間表示信号機



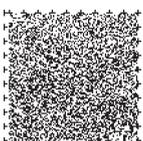
エスコートゾーン\*

### ●駐車場

障がい者用駐車スペースの増加、広い駐車スペースの設置、障がい者用駐車スペースに一般車が停まっているので困る など

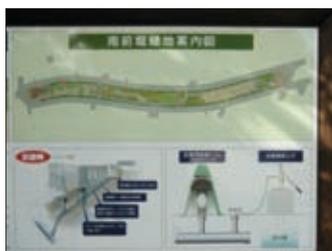


障がい者用駐車スペース



## ●公園

トイレを清潔に、使いやすく、案内板の充実、ベンチの増設、出入口のバリアフリー化 など



公園の情報案内板



公園のだれでもトイレ

## ●案内

大きな文字・図記号を使用、多言語表記、点字や音声による案内の充実、公共施設等への適切な誘導、地図の充実、適切な維持管理・更新 など



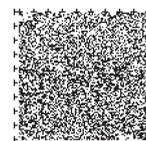
図記号や多言語・音声などによる案内

### 心のバリアフリー\*を大切だと思う人が非常に多い

アンケート調査の結果、8割以上の方が心のバリアフリー\*を「大切だと思う」と答えています。また、偏見をなくすこと、モラルの向上（自転車利用ルールへの徹底やエレベーターの障がい者等の優先利用など）、職員教育の充実などの必要性に関する指摘が多く挙げられました。



路上駐輪禁止の呼びかけ（看板や手話によるPR）



# 3

## 移動等円滑化の推進の考え方

これまでの課題や区民意見を踏まえ、以下のような考え方で、「多くの人が集まる拠点となる地域」での移動等円滑化を実践します。また、これらの地域での取り組みを足がかりに、区全域にユニバーサルデザイン\*の環境を充実させ、～移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた～を目指します。

### 3-1 移動等円滑化事業を着実に進めるために

#### ●地区指定により、計画的・重点的に、移動等円滑化を推進します

これまでの課題では、「地域を一体としてみた点検ができていない」「点検、整備する場所について、優先順位を決めておらず、計画的な取り組みとなっていない」などといった指摘が挙がっています。

そこで、「一定のまとまりがあり、多くの人が集まる拠点となる地域」のうち、優先順位が高い地域をバリアフリー新法\*に基づく「重点整備地区\*」に指定し、それ以外の地域は区独自の手法により、面的な広がりを考えていきます。

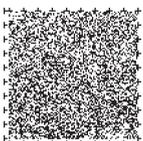
#### A バリアフリー新法\*に基づく「重点整備地区\*」を指定します

バリアフリー新法\*に基づき、利用状況、移動等円滑化の課題及び事業実施効果などを総合的に勘案し、重点整備地区\*を定めます。そして、“すいすい”プラン（バリアフリー新法\*に基づく移動等円滑化基本構想）を作成した上で、一体的な事業を確実に実施します。



協議会のイメージ

なお、“すいすい”プランの作成にあたっては、高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成される協議会を組織し、区民参加による事業推進体制を構築します。



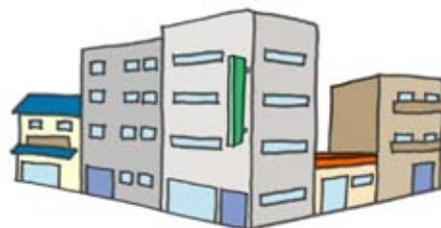
## B 大田区独自の「点検整備地区」を設定します

左記の重点整備地区以外でも、法律に基づかない区独自の「点検整備地区」として設定し、移動等円滑化を進めます。また、点検整備地区の指定や整備を検討する際は、区民の参加を得ながら進めていきます。



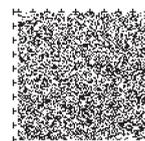
## ● 計画に位置づけがない事業も、機会を捉えて着実に実施します

重点整備地区\*や点検整備地区内で、計画に事業が位置づけられた施設や経路以外でも、施設の改修、道路改良工事などの機会を捉え、着実に整備を実施します。その際は計画に事業が位置づけられた施設や経路の取り組みを参考とし、ユニバーサルデザイン\*の考え方に基づく移動等円滑化を図ることで、良質な都市空間の形成を目指します。



## ● 地区内でさまざまな取り組みを実施し、ユニバーサルデザイン\*の環境を区全域へと広げていきます

重点整備地区\*や点検整備地区においては、“すいすい”プラン等に位置づけた事業以外にも、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に示した各種取り組み（アクションプラン）を実践していきます。これらの地区で実際に、人の行動や気持ち、まちの環境及び社会のしくみに潜む様々なまちの課題解決に取り組むことを契機として、充実したユニバーサルデザイン\*の環境を区全域へと広げていきます。



## 3-2 より良い事業を実施するために

### ●利用者の視点に立った整備を図ります

移動等円滑化のための取り組みは、移動等円滑化基準\*や東京都福祉のまちづくり条例\*に基づき実施され、高齢者や障がい者等が安全・安心に移動できる環境が確保されています。一方、一定の基準は満たされた施設でも、設備の配置や人の動線によっては、利用者にとって使いづらくなってしまっている例も見受けられます。

そこで、事業を行う際には、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」で示したまちづくりの考え方を踏まえ利用者の視点に立った整備を図るとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」を基本とした「ユニバーサルデザイン\*」の考え方を反映させていきます。



### ●スパイラルアップ\*により、継続的に改善していきます

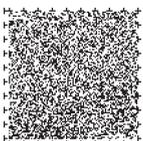
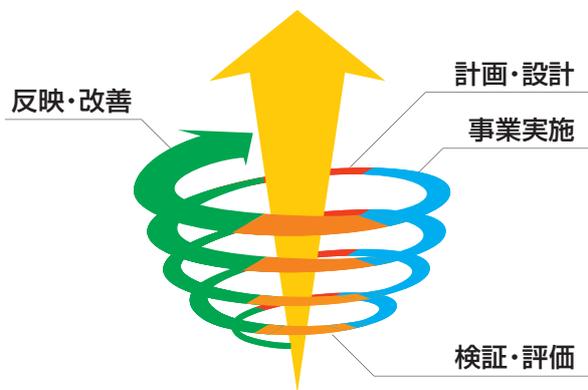
これまでの福祉のまちづくり事業は、区民参加による意見の抽出と事業の実施により大きな成果を挙げてきました。一方で、民間事業者と連携した点検、事業実施時の提案や事業後の評価・改善などの面では不十分な点があります。

また、中長期的に取り組むこととした施策について、進行管理を難しくがないため、実行性の確保も課題となっています。

そこで、重点整備地区\*における事業の目標年次を概ね平成30年度とし、本方針策定時の組織を発展的に継続させることにより、重点整備地区\*や点検整備地区における事業の進捗状況を管理していきます。

なお、中間年においては、区民の参加により実際の事業成果を確認し、必要に応じて計画の見直しや改善を行います。

図 スパイラルアップ\*の考え方



### 3-3 一人ひとりが、移動等円滑化の環境づくりを支えるために

#### ●心のバリアフリー\*など、区民の協力によるソフト\*の移動等円滑化を進めます

アンケート・ヒアリング調査では、私たち一人ひとりが、お年寄りや障がいのある人などの気持ちになって考え協力していく「心のバリアフリー\*」を大切だと思ふ人が非常に多い結果となりました。

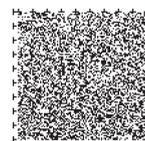
区では、「おおた未来プラン10年」や「大田区地域保健福祉計画」等において心のバリアフリー\*を推進することとしています。

そこで、区民一人ひとりが、高齢者や障がい者等の移動及び施設の利用を妨げず、必要に応じて手助けするなど円滑な移動及び施設の利用の確保に積極的に協力することとします。

#### ●事業者等によるソフト\*的な取り組みを促進します

障がい者等が公共交通に乗る際の適切なサポートや、親切な声かけへの要望が多く挙げられています。また、車両や施設については、経路を確保するだけでなく、なかなかコミュニケーションを図りづらい聴覚障がい者、知的障がい者、発達障がい者及び精神障がい者と円滑に意思疎通を図り、利用しやすくするための工夫が求められています。

そこで、区内事業者等についても、バリアフリー新法\*の移動等円滑化の促進に関する基本方針\*に準じ、高齢者や障がい者等の接遇等に係る教育訓練の充実や、コミュニケーションツール\*の導入に努めるものとします。特に「重点整備地区\*」や「点検整備地区」においては、この取り組みをさらに推進するよう位置づけます。



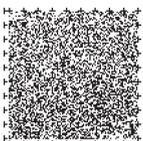
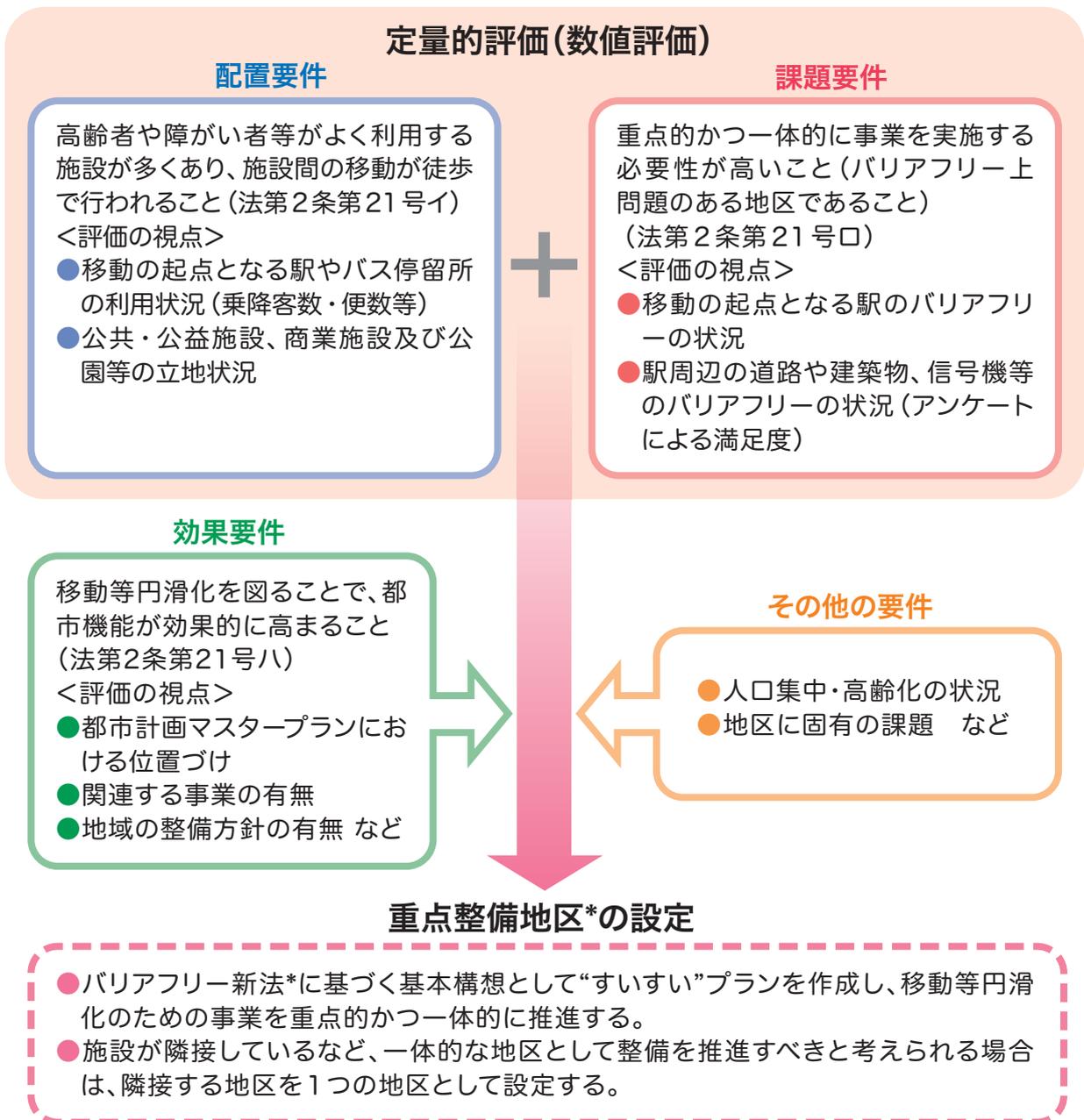
# 4

## 重点整備地区\*における移動等円滑化の推進

### 4-1 地区の設定

#### (1) 設定の要件

バリアフリー新法\*に定める要件のうち、配置要件及び課題要件を定量的な評価とし、これに効果要件やその他の要件（人口集中・高齢化の状況や地区固有の課題など）を踏まえ設定します。

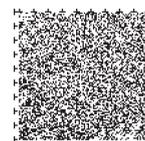


## (2)重点整備地区\*

設定要件のうち、定量的評価(数値評価)を行う配置要件と課題要件が、上位の評価となった駅について、効果要件及びその他の要件を踏まえた結果、重点整備地区\*を「蒲田駅周辺地区」、「大森駅周辺地区」の2地区に設定することとします。

表 重点整備地区\*の設定

蒲田駅周辺地区／蒲田駅(JR・東急蒲田駅)	
<b>設定の理由</b>	
<b>定量的評価(数値評価)</b>	
	JR蒲田駅 24.9(43駅中第1位)
	東急蒲田駅 18.3(43駅中第3位)
<b>配置要件</b>	<p>●駅規模・施設立地ともに配置要件が極めて高い。</p> <p>→JR蒲田駅は駅利用者数が最も多く、東急蒲田駅も43駅中3位と多い。周辺には、不特定多数の人や高齢者や障がい者等が、日常的に利用する施設が集中している。</p>
<b>課題要件</b>	<p>●駅のバリアフリー状況について、不十分な点がある。</p> <p>→東急蒲田駅にだれでもトイレ*が設置されていない。</p> <p>→混雑する駅での利用者マナーの向上が求められている。</p>
<b>効果要件</b>	<p>●都市計画マスタープランの中心拠点である。</p> <p>→交通の主要な結節機能を有し、商業業務や情報、文化などの多様な都市のサービス機能の維持、集積を図っていく地区である。</p> <p>●蒲田駅周辺地区ランドデザインが策定されている。</p> <p>→今後面的・一体的な整備を行うにあたり、連携して移動等円滑化を進める効果が高い。</p>
<b>その他の要件</b>	<p>●人口密度・高齢者人口密度が高い。</p> <p>→多くの区民が日常的に利用する地域である。</p>



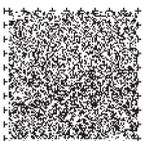
蒲田駅周辺地区／京急蒲田駅

設定の理由

定量的評価(数値評価) 15.8(43駅中第6位)

- 配置要件** ● 駅規模・施設立地ともに配置要件が高い。  
→ 駅利用者が多く、周辺には不特定多数の人や高齢者や障がい者等が、利用する施設が存在している。
- 課題要件** ● 駅および周辺のバリアフリー状況への満足度が低い。  
→ 特に、工事中の移動経路のバリアフリー化や、案内誘導への配慮が求められている。
- 効果要件** ● 蒲田駅と徒歩での往来が見られる。  
→ 蒲田駅と一体的に移動等円滑化を進めることで、より効果が期待される。
- 都市計画マスタープランの中心拠点である。  
→ 交通の主要な結節機能を有し、商業業務や情報、文化などの多様な都市のサービス機能の維持、集積を図っていく地区である。
- 駅では連続立体交差事業\*を実施している。  
→ 駅周辺の再整備とあわせて、移動等円滑化を進める効果が高い。
- その他の要件** ● 人口密度・高齢者人口密度がともに高い。  
→ 多くの区民が日常的に利用する地域である。

蒲田駅周辺地区



## 大森駅周辺地区

## 設定の理由

定量的評価(数値評価) 21.9(43駅中第2位)

## 配置要件

● 駅規模・施設立地ともに配置要件が極めて高い。

→JR大森駅は、駅利用者数がJR蒲田駅に次いで多く、発着するバス便数は最も多い。周辺には、不特定多数の人や高齢者や障がい者等が、日常的に利用する施設が集中している。

## 課題要件

● 駅のバリアフリー状況について、不十分な点がある。

→駅へのバリアフリールートは、1ルート確保(西口)されているため評価点は高いが、北口・東口(駅ビル営業時間外)のバリアフリー化を求める自由意見が非常に多い。

## 効果要件

● 都市計画マスタープランの中心拠点である。

→交通の主要な結節機能を有し、商業業務や情報、文化などの多様な都市のサービス機能の維持、集積を図っていく地区である。

● 大森駅周辺地区ランドデザインが策定されている。

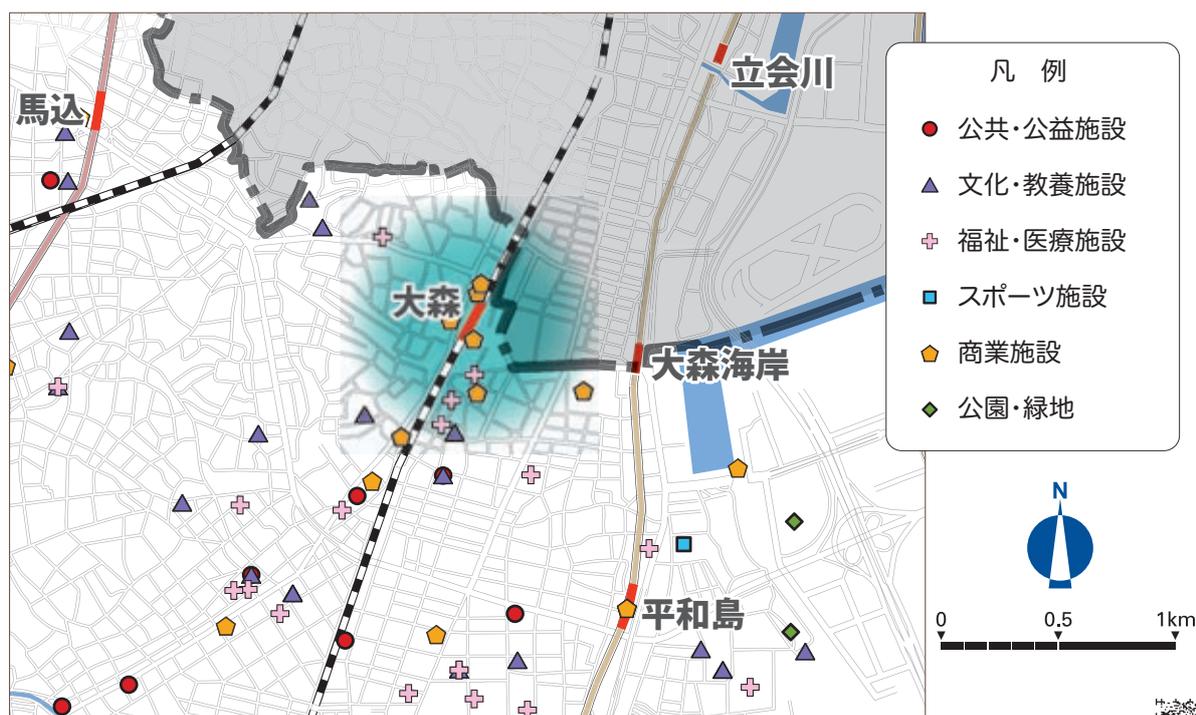
→今後面的・一体的な整備を行うにあたり、連携して移動等円滑化を進める効果が高い。

## その他の要件

● 人口密度・高齢者人口密度がともに高い。

→多くの区民が日常的に利用する地域である。

## 大森駅周辺地区



## 4-2 検討組織

### ●協議会を組織します

本方針の策定にあたり、高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により、(仮称)大田区移動等円滑化推進協議会を組織します。その後、重点整備地区\*における“すいすい”プランの検討および事業の推進にかかる組織として継続していきます。

### ●部会を組織します(区民部会、事業者部会)

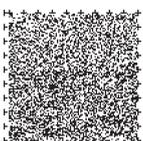
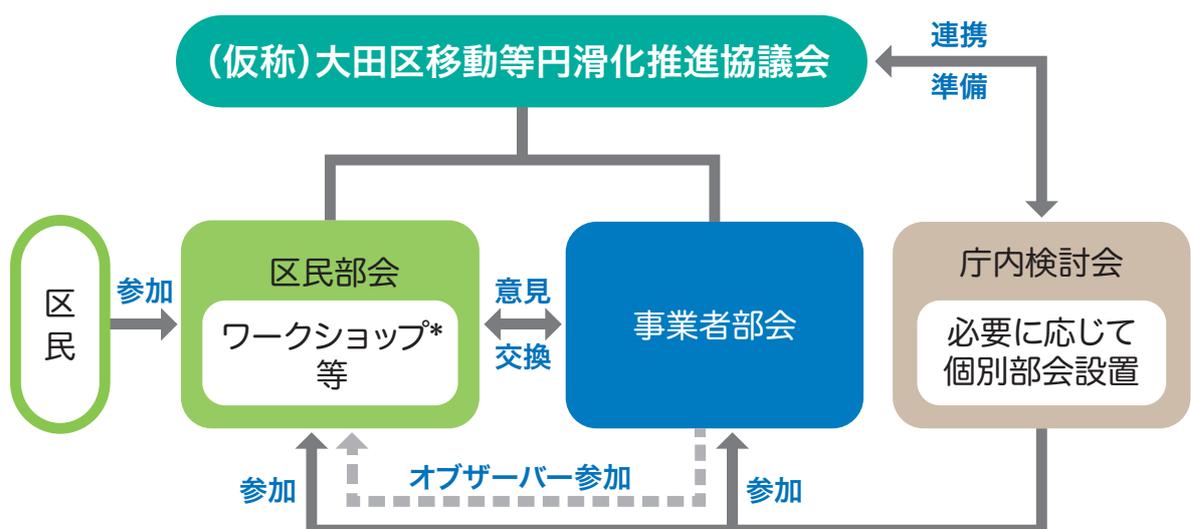
“すいすい”プランの策定にあたっては、課題の抽出をする部会として区民を中心とした区民部会、特定事業等の検討をする部会として事業者を中心とした事業者部会を設けます。

なお、区民部会では、地区の課題を抽出するためのワークショップ\*を開催することとし、ワークショップ\*には必要に応じ、部会委員以外の区民や事業者等も参加することとします。

### ●庁内の検討組織を設置します

本方針の策定にあたり設置した庁内検討会についても、庁内調整の組織として引き継ぎます。個別の検討にあたっては必要に応じ部会を設置します。

図 各組織の位置づけ



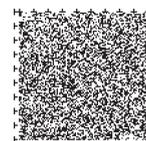
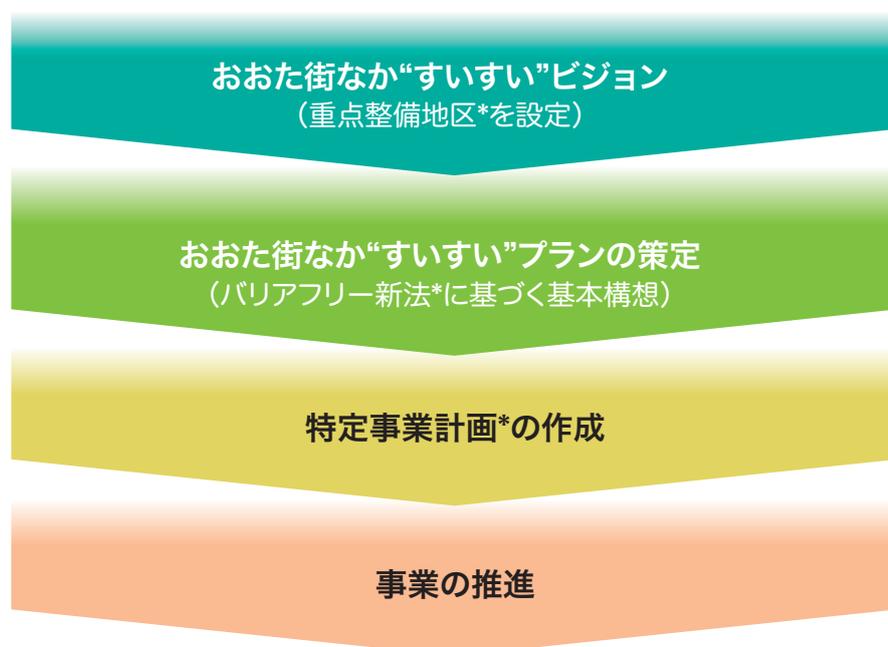
### 4-3 重点整備地区\*における移動等円滑化の推進

#### (1)重点整備地区\*における移動等円滑化推進の流れ

バリアフリー新法\*に基づく重点整備地区\*における移動等円滑化の進め方として、平成23年度に蒲田駅周辺地区、平成24年度に大森駅周辺地区において、バリアフリー新法\*に基づく基本構想となる「おおた街なか“すいすい”プラン」を策定します。

この“すいすい”プラン策定後、各事業者は速やかに特定事業計画\*を作成し、事業を推進していきます。

図 重点整備地区\*における移動等円滑化推進の流れ



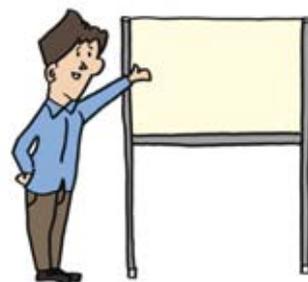
## (2) おおた街なか“すいすい”プランの策定（法に基づく重点整備地区\*における基本構想）

### ①計画年次

#### ●“すいすい”プランの目標年次は概ね平成30年度とします

“すいすい”プランは重点整備地区\*ごとに策定し、目標年次を概ね平成30年度として地区ごとに設定します。緊急性・実現性の高い事業については、短期的・集中的に取り組むものとし、短期の目標年次を別に定め事業完了を目指します。

なお、短期的には事業完了が難しいものについても、できる限り目標年次の中間時点を目途として、事業着手の見通しを検討し、目標年次までの事業完了を目指すこととします。



#### ●解決困難な課題も継続的に検討し、実現する方策を探っていきます

現時点では解決が困難と考えられる課題については、長期的に検討を進めることを“すいすい”プランに明記していきます。検討にあたっては、特定事業の進捗管理とは別に機会を設けるなど、移動等円滑化を実現する方策を探っていきます。

### ②重点整備地区\*の位置・区域

#### ●徒歩での移動を想定しつつ、概ね400ha以下の範囲で地区を設定します

法に基づき、蒲田駅周辺及び大森駅周辺について、それぞれ徒歩での移動が想定される生活関連施設\*と、施設間の経路を含む範囲が原則として概ね400ha以下となるように設定します。

#### ●周辺自治体との移動の連続性に配慮して設定します

重点整備地区\*周辺の自治体からの移動の連続性に配慮した一体的な移動等円滑化を推進するよう、地区境界の設定を行います。

#### ●ランドデザインの範囲を参考に地区境界を設定します

ランドデザインで整備の推進を位置づけた範囲を参考に地区の境界を定め、連携して一体的な移動等円滑化が図られるよう配慮します。

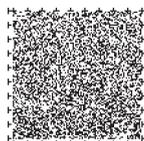
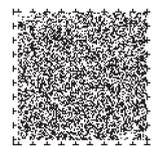


図 (参考)蒲田駅周辺地区グランドデザイン対象エリア



図 (参考)大森駅周辺地区グランドデザイン対象エリア



### ③利用実態を考慮した生活関連施設\*、生活関連経路\*の設定

#### ●生活関連施設\*…日常で利用する施設を位置づけます

生活関連施設\*は、高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設及び商業施設等の中から設定します。

なお、設定にあたっては、あらかじめアンケート調査等により、高齢者や障がい者等のよく利用する施設を把握し、利用実態を考慮して設定します。

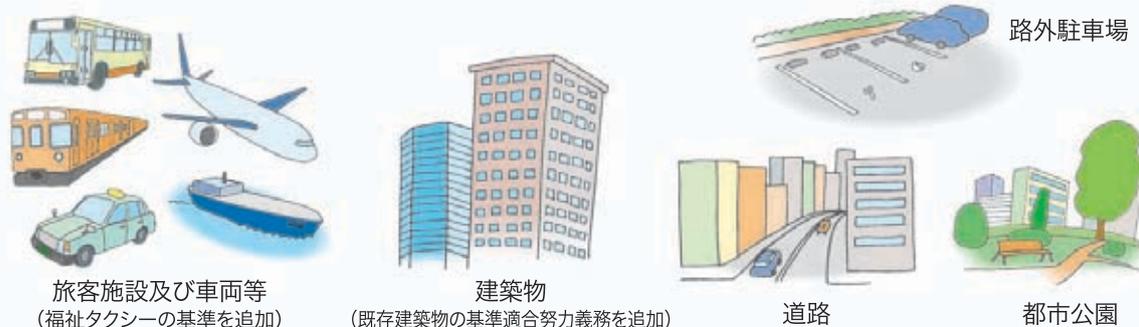
#### ●生活関連経路\*…通常徒歩で移動する生活関連施設\*間の経路を位置づけます

生活関連施設\*間の通常徒歩で移動する経路を、生活関連経路\*として定めます。また、高齢者や障がい者等の利用実態を踏まえ、必要に応じて周辺のバス停留所からのアクセスを考慮した経路も設定します。

### ④移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

#### ●特定事業を定めます

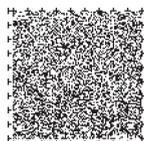
公共交通、道路、路外駐車場\*、都市公園、建築物及び交通安全施設等について、移動等円滑化のために必要な事業を定めます。



#### ●ソフト\*施策、その他の事業を定めます

移動等円滑化のために定める事業には、ハード\*の整備だけでなく、歩行者の妨げとなる違法駐輪や違法駐車防止、心のバリアフリー\*等のソフト\*施策や、その他地域特性に応じた施策を位置づけます。

また、駅周辺の交通対策やサイン整備など、特定事業にはあたらぬ移動等円滑化に資する施策についても、必要に応じて位置づけていきます。



### ●事業の内容に区民意見を反映させます

“すいすい”プラン策定にあたっては、アンケート調査やまちあるき点検ワークショップ\*を実施し、具体的な区民意見を抽出するとともに、これを事業者に提示して改善方策を検討することとします。

なお、改善方策の検討にあたっては、区民と事業者で意見を交換するなど、課題解決に向けた共通の理解を醸成するよう配慮します。



点検のイメージ

## (3)特定事業計画\*の作成

### ●作成期間：“すいすい”プラン策定後1年以内に、特定事業計画\*を策定します

“すいすい”プラン策定後、バリアフリー新法\*の規定により、各特定事業者は“すいすい”プラン内で示した特定事業に即して特定事業計画\*を作成し、これに基づいて事業を実施します。なお、速やかな事業の実施に向け、特定事業計画\*は、“すいすい”プラン策定後1年以内に作成します。

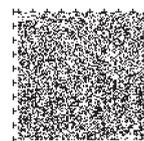
### ●関係者から意見収集し、計画へ反映します

特定事業者が特定事業計画\*を定めようとする際は、あらかじめ区、関係する施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴く義務を負っています。また、高齢者や障がい者等の意見を聴き入れ、それらが十分に計画へ反映されるよう努めることも必要です。

このため、特定事業者は特定事業計画\*の作成について協議会に報告し、必要に応じて関係者の意見を収集し、内容に反映させることとします。また、事業者間で十分な調整を行い、連携の取れた計画となるよう努めるとともに、具体的な改善箇所や方法については、区と連携して必要な情報を公開し、なるべく多くの方の意見が反映されるよう配慮することとします。



検討会のイメージ



### ●特定事業計画\*を公表・公開します

道路特定事業計画\*、都市公園特定事業計画\*及び交通安全特定事業計画\*は、作成後遅滞なく、これを公表する義務を負っています。また、公共交通特定事業計画\*、路外駐車場\*特定事業計画\*及び建築物特定事業計画\*などを策定する事業者も、区民意見が反映された結果をフィードバックする視点から、必要に応じて計画を公開します。

## (4)特定事業の実施

### ●事業者間調整や区民意見を反映しながら事業を実施します

事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザイン\*の考え方に基づく必要があります。関係する事業者と十分に内容の調整を図り、周囲と連携した事業を実施するとともに、設計や施工段階においても利用者の参加による検討の機会を可能な限り設けることが必要です。

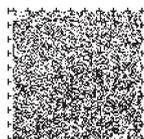


検討会のイメージ

特に、大規模な事業や高齢者や障がい者等が多く利用する施設では、区民参加による検討会を設けるなど、様々な意見が反映されるよう配慮します。

### ●心のバリアフリー\*などのソフト\*施策を継続的に進めます

ハード\*面の施設整備に併せ、社員教育をはじめとしたソフト\*面での取り組みを事業者が行うなど、心のバリアフリー\*を進めることが重要です。「継続的な取り組み」と位置づけたソフト\*施策について、各事業者は着実に取り組みが行われるよう、その中で得られた知見を踏まえて内容の改善（スパイラルアップ\*）を図ることに努めていきます。



## (5)進捗管理及び評価

### ●進捗管理、評価する推進組織を設置します

“すいすい”プランを作成した区は、各事業者の取り組みに協力するとともに、各特定事業の進捗状況を把握し、各事業者に対し必要に応じて意見します。

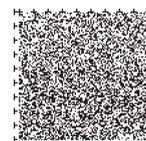
区は、以下のように進捗管理を行っていくため、現在の（仮称）大田区移動等円滑化推進協議会を継承した推進組織を設置し、事業推進を図ります。



推進組織のイメージ

- ① 特定事業計画\*の作成状況の把握
- ② 特定事業等の実施状況を確認
- ③ 事業実施後の点検と改善策の提案
- ④ 区民等からの提案（提案制度の活用）に基づく検討
- ⑤ 追加して重点整備地区\*を選定するか否か継続的に検討

なお、進捗管理にあたっては、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」並びに主務大臣の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針\*に基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ\*）を図ることが必要です。



# 5

## 点検整備地区における推進

### 5-1 地区の設定

#### (1) 設定の要件

点検整備地区は、4-1(1)と同様に、バリアフリー新法\*に定める要件のうち、配置要件及び課題要件を定量的な評価とし、これに効果要件やその他の要件（人口集中・高齢化の状況や地区固有の課題など）を踏まえ設定します。

#### (2) 地区の設定

上記(1)設定の要件をもとに、協議会にて選考した地区を候補として、当該年度に検討対象とする地区を設定します。

### 5-2 検討組織

#### ●地区ごとに「区民点検会」を組織し、協議会に状況を報告します

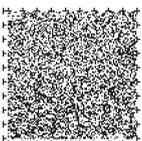
地区ごとに下記構成員候補から成る「区民点検会」を組織します。

#### 区民点検会の構成員候補

- 高齢者、各障がい者団体の代表者（協議会委員より推薦）
- おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー\*（UDパートナー）
- 点検対象地の自治会連合会・商店街連合会の代表者
- 点検対象地の子育て団体等の代表者、外国人 など

区民点検会による具体の検討は、協議会による検討と平行して推進することとし、原則として、各施設設置管理者からの対応方針をまとめた改善レポートの報告をもって解散とします。

また、区民点検会を通じて、すぐには対応することが難しく、継続的な検討や、関連する施設設置管理者との調整が必要な長期的課題が抽出された場合は、必要に応じて別途検討会を立ち上げて検討を進めていきます。



## 5-3 点検整備地区における推進

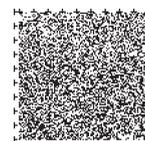
### (1) 点検整備地区における推進の流れ

点検整備地区の設定を順次行っていき、地区内の区民が中心となって駅、道路、公園及び建築物等を点検し、地域を一体として考えた上で課題を抽出します。

そして、この点検によって抽出された課題について、各施設設置管理者へ対応方針を検討するよう依頼します。その後、各施設設置管理者から提示される対応方針を、改善レポートとして取りまとめ、改善策を実施していきます。

まず、1地区をモデル地区として設定し、重点整備地区\*の取り組みを参考にしながら進めていきます。

図 点検整備地区の推進の流れ



## (2)改善レポートの作成

### ①計画年次

#### ●地区ごとに設定します

各施設設置管理者から提示される地区の課題への対応方針をもとに、地区ごとに目標年次を設定します。

### ②地区の位置・区域

#### ●徒歩での移動を想定しつつ、鉄道駅を中心として半径500mの範囲で設定します

原則として、鉄道駅を中心とした徒歩での移動が想定される施設と、施設間の経路を含む半径約500mの範囲で地区を設定します。

### ③利用実態を考慮した点検対象候補の施設、経路の選定

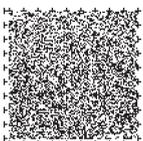
#### ●日常で利用する施設を点検対象候補とします

点検対象候補となる施設は、高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設及び商業施設等の中から選定します。

なお、設定にあたっては、あらかじめアンケート調査等により、高齢者や障がい者等のよく利用する施設を把握し、利用実態を考慮します。

#### ●通常徒歩で移動する施設間の経路を点検対象候補とします

点検対象候補となる施設間の通常徒歩で移動する経路を対象とします。また、高齢者や障がい者等の利用実態を踏まえ、必要に応じて周辺のバス停留所からのアクセスも考慮した経路も設定します。



#### ④区民点検会の準備と実施

##### ●③を踏まえて点検対象を設定し、区民点検会を開催します

準備段階では、点検対象候補施設・経路候補の管理者に対し、区民点検会の取り組みに対する協力を依頼し、了承が得られた施設・経路を点検対象とします。

区民点検会を開催し、ワークショップ\*形式で対象となる施設点検及び課題の抽出を行います。さらに、課題の改善方法等について検討します。



点検のイメージ

#### ⑤対応方針の検討依頼

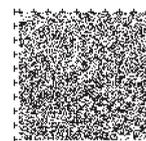
##### ●各施設管理者に対し課題への対応について検討を依頼します

④の区民点検会の結果を踏まえ、各施設設置管理者に対し、利用者の声から抽出した課題への対応について、検討を依頼します。検討に当たっては、事業実施年次も含めて検討するよう要請します。検討した結果について、各施設設置管理者より「対応方針」として提示を受けます。対応方針には、ハード\*の整備のみならず、ソフト\*の施策も含まれます。

#### ⑥改善レポートの取りまとめ

##### ●対応方針を改善レポートとして取りまとめます

各施設設置管理者から提示された対応方針を区民点検会に報告し、改善レポートとして取りまとめます。



### (3)改善策の実施

#### ●区民意見を反映しながら、改善策を実施します

改善策の実施にあたっては、ユニバーサルデザイン\*の考え方に基づく必要があります。特に大規模な事業や高齢者や障がい者等が多く利用する施設では、区民参加による検討会を設けるなど、様々な意見が反映されるよう配慮します。



検討会のイメージ

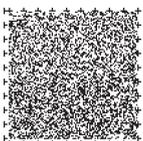
#### ●心のバリアフリー\*などのソフト\*施策を継続的に進めます

ハード\*面の施設整備に併せ、各施設設置管理者が社員教育をはじめとしたソフト\*面での取り組みを行うなど、心のバリアフリー\*を進めることも重要です。「継続的な取り組み」と位置づけたソフト\*施策について、各施設設置管理者は着実に取り組みが行われるよう、その中で得られた知見を踏まえて内容の改善（スパイラルアップ\*）を図ることに努めていきます。

### (4)進捗管理及び評価

区は各施設設置管理者に対し、必要に応じて進捗状況を問い合わせる実施状況を把握し、(仮称)大田区移動等円滑化推進協議会に報告します。

また、“すいすい”ビジョンの見直しや評価に当たっては、区民点検を実施した各地区の改善策の実施状況を、適宜反映していきます。





.....  
大田区移動等円滑化推進方針

**おおた街なか“すいすい”ビジョン**

.....

平成23年8月

発行：大田区まちづくり推進部

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1303 ファクス：03-5744-1530  
.....

